

横浜市地域冷暖房推進指針 新旧対照表

旧	新
<p>(目的)</p> <p>第1条 この指針は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」(平成7年3月横浜市条例第17号)の趣旨に基づき、地域冷暖房の導入の促進その他の措置を講ずることにより、エネルギーの合理的かつ効率的な利用を推進し、もって地球温暖化の防止、大気汚染の防止などの環境への負荷の低減を図るとともに、安全な都市の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この指針は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」(平成7年3月横浜市条例第17号)及び「横浜市地球温暖化対策実行計画」の趣旨に基づき、地域冷暖房の導入を促進することにより、エネルギーの合理的かつ効率的な利用を推進し、地球温暖化の防止、大気汚染の防止などの環境への負荷の低減を図るとともに、安全な都市の実現に寄与することを目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地域冷暖房 一定の地域において複数の建築物に冷房、暖房、給湯等を行うために、熱発生所施設から熱需要者まで導管を用いて供給熱媒体を供給する施設の総体をいう。</p> <p>(2) 热発生所施設 供給熱媒体を製造するため設置されるボイラー、ヒートポンプ、冷凍機、熱交換器等の設備及びこれらに付随する配管をいう。</p> <p>(3) 導管 供給熱媒体を輸送するための管及びその付属機器であって、熱発生所施設内に配置される配管以外のものをいう。</p> <p>(4) 供給熱媒体 热発生所施設内において冷却又は加熱され、熱需要者まで供給される冷水、温水、蒸気及びヒートポンプ用熱源水をいう。</p> <p>(5) 未利用エネルギー ごみ焼却場からの排熱、下水の熱、海水その他地域冷暖房の熱源として有効利用が可能で、利</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地域冷暖房 一定の地域において複数の建築物に冷房、暖房、給湯等を行うために、熱発生所施設から熱需要者まで導管を用いて供給熱媒体を供給する施設の総体をいう。</p> <p>(2) 热発生所施設 供給熱媒体を製造するため設置されるボイラー、ヒートポンプ、冷凍機、熱交換器等の設備及びこれらに付随する配管をいう。</p> <p>(3) 導管 供給熱媒体を輸送するための管及びその付属機器であって、熱発生所施設内に配置される配管以外のものをいう。</p> <p>(4) 供給熱媒体 热発生所施設内において冷却又は加熱され、熱需要者まで供給される冷水、温水、蒸気及びヒートポンプ用熱源水をいう。</p> <p>(5) 未利用エネルギー ごみ焼却場からの排熱、下水の熱、海水その他地域冷暖房の熱源として有効利用が可能なエネ</p>

用されていないエネルギーをいう。

ルギーをいう。

(6) 特定開発事業者 延べ面積が 20,000 平方メートル以上の建築物を建築(改築を含む。)しようとする者又は 1 ヘクタール以上の区域における都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為を行おうとする者をいう。

(新規)

(地域冷暖房の導入可能性に関する検討)

第3条 特定開発事業者は、事業を行おうとするときは、開発区域内における建築物への熱の供給方法として、地域冷暖房の導入可能性を検討し、適正と判断できた場合は、導入に努めるものとする。

2 前項に規定する検討は、新築等を行う建築物の用途の特性や周辺の建築物の立地の状況及び開発動向、未利用エネルギーの利用可否等を踏まえ、判断するものとする。

(調査、研究、助言等)

第3条 市は、地域冷暖房の整備の推進を図るため、地域冷暖房に関する調査及び研究、市民及び事業者に対する地域冷暖房の効果等についての普及啓発その他の必要な施策を実施するものとする。

2 市は、大規模な開発又は建築を行おうとする事業者に対し、事業者がその事業を行うに当たって、エネルギーの合理的かつ効率的な利用を図るため、地域冷暖房の整備その他の措置が適切に講じられるよう必要な助言を行うとともに、情報の提供その他の支援に努めるものとする。

(地域冷暖房推進地域の指定)

第4条 市長は、次の各号に定める地域を

(削除)

(削除)

地域冷暖房推進地域に指定するものとする。

(1) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)

第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第二種
住居地域、準住居地域、近隣商業地域、
商業地域及び準工業地域

(2) 都市再開発法(昭和 44 年法律第 38
号) 第 2 条の 3 第 1 項第 2 号の規定に
基づき、都市再開発方針において再開
発促進地区と定められた地域

(3) 将来、前 2 号と同等の指定がなされ
ると見込まれる地域

(建築計画等の届出)

(削除)

第 5 条 市長は、地域冷暖房推進地域内に
おいて延べ面積が 20,000 平方メートル以
上の建築物を建築（改築を含む。）しよう
とする者又は地域冷暖房推進地域に指定
されている区域を 1 ヘクタール以上含む
区域における都市計画法第 4 条第 12 項に
規定する開発行為を行おうとする者（以
下「特定開発事業者」という。）に対し、
その建築又は開発行為に関する計画（以
下「建築計画等」という。）の概要を市長
に届け出るよう指導するものとする。た
だし、都市計画法第 29 条の規定に基づき
許可を受けなければならない開発行為を行
おうとする者であって、市長に開発事
前審査願を提出する者についてはこの限
りではない。

2 前項の届出は、建築基準法(昭和 25 年
法律第 201 号) 第 6 条第 1 項の規定に基
づく確認の申請若しくは同法第 18 条第 2
項に規定する計画の通知又は都市計画法
第 32 条の規定に基づき公共施設の管理者
の同意を得るための協議を開始する前に
行うものとする。

3 第 1 項に規定する建築計画等の概要に

は、建築物を建築しようとする敷地又は開発行為を行おうとする位置及び区域、建築物又は開発の名称、建築物又は開発区域の面積、建築物の建築面積、延べ面積及び用途別の床面積、事業の工期、事業者が把握することができる周辺の建築物の立地の状況及び開発動向等を記載するものとする。

4 市長は、建築計画等の概要等から、地域冷暖房の整備について検討する必要があると認めるときは、特定開発事業者に対してその旨を通知し、地域冷暖房の整備について検討を行うよう要請するものとする。

(地域冷暖房の整備に関する検討、協議)

第6条 前条第4項の通知を受けた特定開発事業者は、地域冷暖房の整備に関する検討を行うとともに、地域冷暖房の整備について市長と協議するものとする。

2 前項に規定する検討は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 整備検討区域、熱負荷の予測値、熱発生所施設の位置、導管の位置
- (2) 周辺の未利用エネルギーの賦存状況及びその活用方策
- (3) 热發生機器の機種及び能力、熱源の種類、供給熱媒体の種類並びに熱料金の概算値
- (4) 省エネルギーの効果、環境保全効果等の予測
- (5) その他市長が必要と認める事項

(地域冷暖房の整備に関する検討)

第4条 前条第1項の検討により、地域冷暖房の導入が適正と判断できた場合は、地域冷暖房の整備に関する検討を行うよう努めるものとする。

2 前項に規定する検討に当たっては、未利用エネルギーの積極的活用に努めるものとする。

3 第1項に規定する検討は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 整備検討区域、熱負荷の予測値、熱発生所施設の位置、導管の位置
 - (2) 周辺の未利用エネルギーの賦存状況及びその活用方策
 - (3) 热發生機器の機種及び能力、熱源の種類、供給熱媒体の種類並びに熱料金の概算値
 - (4) 省エネルギーの効果、環境保全効果等の予測
- (削除)

<p>(事業計画の立案等)</p> <p><u>第7条 市長は、前条第1項の協議の結果、地域冷暖房を整備することが適切であると認めたときは、特定開発事業者に対しその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の通知を受けた特定開発事業者は、地域冷暖房の整備を行おうとする者（以下「地域冷暖房事業予定者」という。）を定めたときは、速やかに市長に届け出るものとする。届出をした地域冷暖房事業予定者を変更するときも、同様とする。</u></p> <p><u>3 地域冷暖房事業予定者（地域冷暖房事業予定者が定まっていない場合、特定開発事業者とする。以下同じ。）は、別に定める地域冷暖房事業計画（以下「事業計画」という。）の案を作成し、市長と協議するものとする。</u></p> <p><u>（エネルギーの合理的かつ効率的な利用に関する措置の要請等）</u></p> <p><u>第8条 市長は、第6条第1項の協議の結果、地域冷暖房の整備が適切でないと認めるときは、特定開発事業者に対しその旨を通知するとともに、特定開発事業者に対し地域冷暖房の整備以外のエネルギーの合理的かつ効率的な利用のための措置を講じるよう要請し、及び講じた措置について報告を求めるものとする。</u></p> <p>（説明会）</p> <p><u>第9条 特定開発事業者及び地域冷暖房事業予定者は、第7条第3項の協議を行うに当たって、地域冷暖房の整備が予定される区域内の建築物の所有者等の関係者（以下「区域内関係者」という。）に対し、事業計画の案に関する説明会を開催する</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(説明会)</p> <p><u>第5条 地域冷暖房の整備を行おうとする者は、地域冷暖房の整備が予定される区域内の建築物の所有者等の関係者（以下「区域内関係者」という。）に対し、地域冷暖房の整備に関する説明会を開催するよう努めるものとする。ただし、特定開発事業者</u></p>
---	---

<p><u>ものとする。</u>ただし、特定開発事業者が、再開発事業の説明会等で地域冷暖房について区域内関係者に説明しているときはその限りではない。</p> <p><u>2 市長は、前項の説明会の開催について協力するものとする。</u></p> <p><u>3 特定開発事業者及び地域冷暖房事業予定者は、第1項の説明会（ただし書きの説明会を含む。）においてだされた区域内関係者の意見を、事業計画に反映させるよう努めるものとする。</u></p> <p>（区域内関係者への通知）</p> <p>第10条 地域冷暖房事業予定者は第7条第3項の協議が終了し、事業計画が確定したときは、その事業計画を市長に提出するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の事業計画を受理したときは、速やかに区域内関係者にその旨を通知するものとする。</p> <p>（加入協力の要請等）</p> <p>第11条 市長は、地域冷暖房の整備が予定される区域内の延べ面積が3,000平方メートル以上の建築物の所有者又は管理者に対し、当該地域冷暖房に加入するよう協力を要請するものとする。</p> <p>2 市は、地域冷暖房の区域内にある市の施設の地域冷暖房の加入に努めるものとする。</p> <p>（未利用エネルギーの活用）</p> <p>第12条 市長は、地域冷暖房推進地域内で別に定める主要な未利用エネルギー源から半径1キロメートルの地域を未利用エネルギー活用促進地域に指定するものとする。</p> <p>2 市長は、未利用エネルギー活用促進地</p>	<p><u>又は地域冷暖房の整備を行おうとする者が、開発事業の説明会等で地域冷暖房について区域内関係者に説明しているときはその限りではない。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>
--	--

域内で事業を行う特定開発事業者に対し、第5条第4項で定める地域冷暖房の検討を要請する際に、未利用エネルギーを活用した地域冷暖房の検討を求めるものとする。

- 3 市長は、未利用エネルギー活用促進地域外で未利用エネルギー源（第1項に規定する主要な未利用エネルギー源を除く。）に近接して事業を行う特定開発事業者に対し、第5条第4項に定める地域冷暖房の検討を要請する際に、未利用エネルギーを活用した地域冷暖房の検討を求めることができるものとする。
- 4 市は、市内の未利用エネルギーの位置、賦存状況等の情報の集積に努め、必要に応じて特定開発事業者等にその情報を提供するものとする。
- 5 市は、未利用エネルギーの活用のため、その所有者、管理者その他の関係者との調整に努めるものとする。

（地域冷暖房推進検討委員会）

第13条 市長は、特定開発事業者が行う地域冷暖房の整備に関する検討その他の地域冷暖房の整備の推進について意見を聞くため、地域冷暖房推進検討委員会を設置するものとする。

- 2 委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

（助成）

第14条 市長は、地域冷暖房の導入の促進を図るため、必要な助成の措置を講ずることができるものとする。

- 2 前項の措置に関しては、市長が別に定めるものとする。

(削除)

(削除)

<p>(実施状況の報告)</p> <p>第15条 市長は、毎年1回、この指針に基づいて整備された地域冷暖房の事業を行っている事業者（以下「地域冷暖房事業者」という。）から、地域冷暖房の実施状況の報告を求めるものとする。</p> <p>(事業の変更の届出)</p> <p>第16条 第10条第1項の規定に基づき事業計画を提出した地域冷暖房事業予定者及び地域冷暖房事業者は、地域冷暖房の区域その他事業計画の内容を変更するときは、その旨を市長に届け出るものとする。</p> <p>(実施細目)</p> <p>第17条 この指針の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この指針は、平成8年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 第4条第1号に規定する地域は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）に基づく用途地域に関する都市計画の決定及びその告示が行われるまでは、「近隣商業地域、商業地域及び準工業地域」とする。</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この指針は、平成8年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 第4条第1号に規定する地域は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）に基づく用途地域に関する都市計画の決定及びその告示が行われるまでは、「近隣商業地域、商業地域及び準工業地域」とする。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p><u>この指針は、令和5年11月1日から施行する。</u></p>
--	---